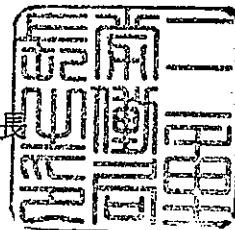


三労発雇均 0803 第 1 号

平成 30 年 8 月 3 日

関係団体各位

三重労働局長



「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」成立に伴う周知
についてのご協力をお願い

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成 30 年法律第 71 号。以下「改正法」という。）につきましては、本年 4 月 6 日に第 196 回国会に法律案が提出され、同国会において、一部修正の上、本年 6 月 29 日に可決成立し、同年 7 月 6 日に公布されました。

改正法は、雇用対策法（昭和 41 年法律第 132 号）の改正に関する規定は公布日から、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（一部を除く。）、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号）及び労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）の改正に関する規定は平成 32 年 4 月 1 日から、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）の改正に関する規定のうち、時間外労働の上限規制に関する規定の中小企業等への適用は平成 32 年 4 月 1 日から、中小企業等における月 60 時間を超える時間外労働に対する割増賃金率の適用猶予の廃止に関する規定は平成 35 年 4 月 1 日から、その他の規定については平成 31 年 4 月 1 日から、それぞれ施行されます。

改正法は、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置

を講ずるものですが、働き方改革を実現するためには、我が国の雇用の7割を占める中小企業・小規模事業者においても働き方改革の趣旨や、今般の改正法の内容をご理解いただき、その上でしっかりと取り組んでいただくことが重要です。

三重労働局におきましては、労働局、労働基準監督署、及びハローワークが一体となって、県内各地にて周知活動を展開してまいりますが、貴団体におかれましても、この取組の趣旨をご理解いただき、傘下会員企業・団体に対しての法律の概要の周知についてご協力いただきたく、お願い申し上げます。

三重労働局雇用環境・均等室

所在地：津市島崎町327-2

電話：059-226-2110

担当：奥野